

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際刑事裁判所新庁舎建築費分担金		担当部局庁	国際法局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始		担当課室	国際法課		課長 小林賢一			
会計区分	一般会計		施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際刑事裁判所に関するローマ規定(多国間条約)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際刑事裁判所の目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における「法の支配」の確立を推進する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者の保護等の活動のために使われている。 国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、121か国の締約国中トップ(2012年度は18.57%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算			11	47	30		
		補正予算			—	—			
		繰越し等			—	—			
	計				11	47			
	執行額				0				
執行率(%)				0					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	ICCに係属中の事態に関し、実効的な捜査及び迅速な裁判を行い、犯罪者を処罰する。			成果実績	付託件数	4事件/5名	5事件/7名	8事件/14名	9事件/15名
				達成度	%				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	平成23年度は他の締約国の一括払いの資金により建築費を賄うことができたため、我が国からの拠出は0。平成24年度は我が国の分担金が発生する予定。			活動実績 (当初見込み)	建設予定施設数	1	1 ()	1 ()	1 ()
単位当たりコスト	62千円(建設費等/1人あたり)			算出根拠	47,184千円÷766人(平成24年度予算額÷職員数)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	新庁舎建設費、仮庁舎賃料、移転関連費用	47	30						
	計	47	30						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ICCの現在の庁舎は仮庁舎であり、ホスト国による仮庁舎の無償貸与期間が2012年末に終了する見込であるため、できるだけ早くに恒久的な新庁舎を建築する必要がある。(新庁舎が2015年に完成するまでは現在の仮庁舎を賃借料を支払って使用する予定。)
	—	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	平成23年度は他の締約国の一括払いの資金により建築費を賄うことができたため、我が国からの拠出は0。平成24年度は我が国の分担金が発生する予定。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	△	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	①新庁舎デザインの数多い修正、②新庁舎建築に派生する費用の発生、③新庁舎の完成の遅延による仮庁舎賃貸料の発生等の問題があり、現在、これらの問題の早急な解決を目指して締約国会議で議論が進められている。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	予算の支出先は、予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会(CBF)の報告書と毎年11～12月に開催される締約国会議によって承認される予算書の中で決定されており、不明朗な支出項目があれば締約国が異議を申し立てることが可能である。なお、裁判所の書記及び検察官は、承認された各機関の予算の範囲内であれば、支出項目間で支出額を調整することが可能である(予算財務規則104. 3)。 予算の使途については、CBF及び締約国会議に提出される裁判所の予算執行状況に関する報告書において報告されているほか、CBFが予算財務規則に違反する支出がなかったか否か確認しており、また、外部会計監査人が第三者の立場から会計監査を行っている。さらに、裁判所の内外の委員によって構成される監査委員会が設置されている。なお、我が国からCBF委員1名を輩出している。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	2